

## 総務産業常任委員会記録

日 時 令和2年5月14日（木曜日）13時30分～15時16分  
場 所 羽幌町議会議場  
出席者 逢坂委員長、磯野副委員長、船本委員、阿部委員、工藤委員、森議長  
ワザハバ 村田議員、舟見議員、平山議員、金木議員、小寺議員  
事務局 豊島局長、嶋元係長  
総務課 敦賀課長、山田総務係長  
商工観光課 高橋課長、高野商工労働係長  
報 道 道新羽幌支局、留萌新聞社、羽幌タイムス社

逢坂委員長（開会） 13:30～

皆さん、ご苦労さまでございます。それでは、ただいまから総務産業常任委員会を進めてまいりたいと思います。

本日の予定でございますが、大きく2件の案件がございます。まず、総務課の防災行政無線整備について、もう一つは商工観光課の、国において消費税増額後の景気対策の一環として実施されました羽幌町プレミアム付商品券についてでございます。それぞれ説明を受けた後質疑応答を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それではまず、総務課より防災行政無線整備について、これまで何度か説明を受けておりますが、今年度から整備を進めまして来年の4月1日運用開始ということになりましたので、再度最終的な委員会としての説明を受けたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、担当課、よろしく願いいたします。

### 1 防災行政無線整備について

担当課説明

説明員 総務課 敦賀課長、山田係長

敦賀課長（説明） 13:31～

本日は、大変お忙しい中総務産業常任委員会でご説明する機会をいただきまして、ありがとうございます。防災行政無線につきましては、これまで委員会や定例会での一般

質問、予算委員会などを通じてご意見等を賜り、予算の議決をいただきまして令和2年度に携帯電話通信網を活用した防災情報伝達システムを整備することになりまして、これまで議員皆様のご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

現在は、本システムの契約に向けて業者側からの提案を受けてシステムを選定するプロポーザル方式により事務を進めておりますが、本日はシステムの構成や仕様、整備スケジュール等についてご説明させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、総務係の山田係長よりご説明いたします。

山田係長（説明） 13:32～

総務係の山田と申します。失礼ですけれども、座って説明させていただきます。

お手元の資料に沿って説明させていただきますが、現在進めております防災情報伝達システム整備事業についてであります。本日は、大きく6つの項目に分けて説明をさせていただきます。まず初めに、設計・施工事業者の選定について、2つ目にシステムの構成（概要）につきまして、3つ目としましてシステムの仕様、4つ目が受信端末の概要、5つ目としましてシステム整備事業費、6つ目に整備スケジュール（案）ということであります。次のページから右下にページ数を記載しておりますので、説明の中でページ番号を申し上げますので、よろしくお願いたします。

それでは、1ページに行きまして、1点目、システムの設計・施工事業者の選定についてであります。放送通信分野の設備機器については運用によって内容が大きく異なるため、システムの内容や構築後の保守を前提とした設計、構築をすべきと考えております。このため本事業では、民間の経営能力ですとか技術的能力を活用し、効率的かつ効果的なサービスの提供が必要なことから、事業者の選定については町民及び当町にとって最もメリットのある事業者を選定するため公募型プロポーザル方式により行うこととし、先月17日に公募を開始したところであります。プロポーザルのスケジュールとしましては、来週22日までに企画提案書を提出していただきまして、26日にプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する予定であります。なお、本件は業務委託ではありませんが、一部について製造の請負があり金額が5,000万円を超えることから、仮契約を締結しまして、地方自治法の規定により議会の議決を得て本契約を締結する予定であります。

2ページを御覧ください。2点目、システムの構成（概要）についてであります。ポンチ絵で示したものであります。ネットワーク環境については、役場内のインターネット接続系LANを介して利用できることを基本としまして、役場庁舎外もしくは職員以外からも配信するため、一般的なインターネット回線においても利用できる構成を考えております。配信した情報は、携帯電話通信網を通してそれぞれの端末に情報をお届けする仕組みとなります。端末については後ほど説明させていただきますが、大まかな

情報の流れとして御覧いただければと思います。

次に、3ページを御覧ください。システムから配信する情報についてであります。災害発生の前後において町民の皆さんに伝達する情報の想定といたしまして大きく3点ございます。1つは事前準備情報ですが、台風や低気圧の接近については数日前から予測が可能となっておりますので、注意喚起を行いまして、災害への備えを促します。2つ目は避難情報であります。災害発生時など実際に避難が必要になった場合に配信するものであります。避難準備、高齢者避難開始ですとか、避難勧告ですとか、そういった避難準備情報を発表いたします。3つ目はJアラートであります。大雨特別警報ですとか津波をはじめとする大規模災害、弾道ミサイルが上空を通過する場合などはJアラートとして伝達されまして、国からの情報を受信した時点でシステムが自動起動し、職員が操作することなくサイレンなどにより瞬時に町民の皆さんへ伝達されることとなります。

次、4ページを御覧ください。3点目に行きまして、システムの仕様についてであります。現在システムの提案を募集しているところでありまして、環境や機器、機能など最低限必要とする要件を仕様書として記載しておりますので、この資料は主な事項を抜粋したものであります。まず初めに、親局設備であります。親局設備は、本町で既に整備しておりますJアラート受信機と連携する自動起動装置と実際に情報を配信する情報伝達システムの2つの設備での構成を想定しております。記載しております自動起動装置は、国が発信するJアラートを受信した後即座に情報伝達システムに出力し、それぞれの端末に配信する機能を持つものであります。要件といたしましては、ログインIDとパスワードによるアクセスコントロールが可能であることや、送信結果の保存、画面上の閲覧が可能なこと、情報出力先やメッセージをテンプレート化して利用できることを提示しております。

5ページを御覧ください。親局設備の情報伝達システムの部分になります。これについては情報を配信するために作動させる装置ということで思っただけであればと思いますが、主な要件といたしましては、庁舎内に配信装置を設置しまして、庁舎内ネットワーク回線を通じて情報伝達システムにアクセスできること、また庁舎自体が被災したときなども想定し、庁舎外の場所からでも情報を配信できるよう任意の端末からも配信操作が可能なこと、あらかじめ登録済みのテンプレートが利用できること、配信先を任意のグループ単位で指定できること、これにより例えば離島地区のみですとか市街地区の一部の地区ですとか必要なグループに分けて配信することができるものであります。また、指定された日時に情報を配信できる予約配信、平時の情報なのか緊急のお知らせなのか情報に緊急度をつけられること、こうした要件を考えております。

次に、6ページを御覧ください。情報を受け取る側の設備の仕様となります。まずは屋外拡声子局、いわゆる屋外スピーカーであります。これまでも申し上げているとお

り、整備予定のシステムは天売島と焼尻島で現在運用しておりますIP告知システムの代わりになるものとして考えており、島内に設置しておりますスピーカーを活用するものであります。柱については建設から10年がたっておらず、まだ活用が可能でありますので、スピーカーや情報を受け取る受信機等を更新するものであります。主な要件としましては、親局の情報伝達システムから配信された情報を受信しましてメッセージ等を自動で再生できること、受信した情報の緊急度により通知音の鳴らし分けが可能なこと、緊急情報を受信したときは平時のお知らせを放送しているときでも割り込んで再生できることなどとしております。

次に、7ページをお開きください。屋内専用受信端末についてであります。まずは戸別受信機についてであります。受信機本体は、小型でコンパクトな機器を想定しております。主な要件であります。通常は家庭用電源または乾電池により駆動できるものであること、通常はコンセントからの電気を利用していただきますが、仮に停電したときも乾電池が装着されていれば自動で切り替わる設定を考えております。また、乾電池を入れて駆動しますので、持ち歩くことができ、屋内外で利用できるものであること、例えば屋外での作業時などのときにもそばに置いて情報を受け取れるようなものを想定しております。3つ目は、お年寄りなどにも分かりやすいように確認ですとか再生などのボタンがあること、4つ目としまして、情報伝達システムからの情報を自動で再生すること、5つ目は、携帯電話やスマートフォンと同様、緊急速報メールを受信できること、情報の自動再生、緊急度による通知音の鳴らし分け、緊急情報の割り込み再生は先ほどの屋外スピーカーと同様であります。また、緊急情報の場合は強制的に最大音量で鳴動することができることを要件として挙げております。

次に、8ページを御覧ください。次に、情報表示個別受信機、いわゆるタブレット型端末であります。こちらについては後述いたしますスマートフォンアプリがインストールされた状態の電子機器であります。タブレット型端末ですので、配信された情報を文字で表示できることや、一度受信した情報をいつでも確認できることが可能となります。また、受信時の通知音や振動の有無などを利用者で設定できることすとか、電源が入っていない場合、起動した時点、電源を入れた時点で情報を受信できること、未確認の情報がある場合は利用者に対し何かしらの気づかせるような動作を行うことなどを要件として挙げております。

次に、9ページを御覧ください。スマートフォンアプリについてであります。これについては個人がお持ちのスマートフォンに専用のアプリケーションをダウンロードすることで各種情報を受け取ることができるものであります。スマートフォンをお持ちの方で民間事業者が提供します防災アプリをダウンロードされている方もおられると思いますが、情報が届きましたら画面上に表示され、押していくと詳細の情報が見られるというようなものであります。そのようなアプリを導入しまして、羽幌町からのお

知らせをお届けするものであります。要件としましては、先ほどのタブレット型端末と同様になりますので、説明は省略させていただきます。

続いて、10ページになりますが、登録制のメールシステムであります。これについては、システムから直接またはシステムと連動した機能ということで考えております。スマートフォンの普及によりフィーチャーフォン、いわゆるガラケーを持つ方は減少している傾向にあります。またお持ちの方もいらっしゃる。ガラケーのメール機能を使って、あらかじめ登録していただいたメールアドレスに一斉に情報をお届けできるシステムを想定しております。

続きまして、11ページになりますが、これまで説明を申し上げてきました受信端末の概要についてであります。どういう方が利用する対象となるのか、本事業でどれだけ整備するのかを表にまとめたものであります。掲載している写真はあくまでも参考イメージですので、今回整備しようとするシステムとの関係は一切ございません。初めに、戸別受信機であります。対象としましては、居住する世帯全員が携帯電話やスマートフォンを持っていない世帯、要介護認定を受けている方など避難行動に時間を要する要支援者がおられる世帯に貸与することで考えております。また、町内の公共施設や社会福祉施設などにも配備を予定しております。整備する数としましては850台ということでしております。この数については実際に調査する中で携帯電話等の所有傾向も出てくるだろうということで、幾つかの町内会や自主防災組織にお願いをいたしまして、およそ180世帯380名の状況を確認したデータに基づいて算出したものであります。次に、情報表示個別受信機ですが、こちらはIP告知端末の代わりとしてご使用いただけますことから、IP端末を設置しております離島地区の世帯に貸与するものであります。また、市街地区についても聴覚障がいや身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯も対象とすることとしております。整備数としましては300台を見込んでおります。続いて、屋外拡声装置、離島地区の屋外スピーカーであります。天売島5基、焼尻島7基の12局分のスピーカー等を更新するものであります。スマートフォンアプリについては、先ほども説明しましたとおり、個人がお持ちのスマートフォンにダウンロードしていただく想定で、5,000ライセンスを想定しております。町内のみならず町外にお住まいのご家族、ご親戚など、どなたでもダウンロードできるようなものを考えております。登録制メールについては、先ほど説明したとおりですので省略しますが、およそ200件までのアドレスに送信できるシステムを考えております。また、補足であります。市街地区でもタブレット型端末を導入してはという意見がございましたが、基本的な考え方としましては、利用される方の中心が高齢の方になってくるかと思っておりますので、簡単な操作で情報を受け取ることができるもの、また乾電池駆動ですので、停電の際にもある程度の時間は機能するものといった簡単な操作性、機能性という点から、全国的に普及している戸別受信機にすることで判断しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、12ページを御覧ください。5点目、システム構築に係る事業費についてであります。当初予算ベースでは総額で2億1,774万4,000円とさせていただいておりましたが、受信端末の貸与対象等を精査した結果1億7,920万7,000円となり、3,853万7,000円の減少となっております。本プロポーザルでは、この金額を上限として当町に合ったシステムの提案を求めているところであります。また、当該システムの整備にあつては、充当率100%であります緊急防災・減災事業債の対象事業となりますので、財源的に有利な制度を活用してまいりたいというふうに考えております。

最後になりますが、13ページ、スケジュール（案）についてであります。先月に緊急防災・減災事業債のヒアリング申請を済ませており、現在財務課において道とのやり取りなどを進めているところであります。今後としましては、5月26日にプロポーザル審査を行い、仮契約を締結、6月定例会で議案提案し、決定を受けられた場合は本契約を締結し、速やかに構築作業に入っていくこととなります。住民の皆様には、必要に応じて広報等でお知らせいたしますとともに、年明けには説明会を開催しながら、試験運用期間で操作に慣れていただきまして、令和3年4月からの本格運用に入っていきたいというふうに考えております。

以上、羽幌町が整備する防災情報伝達システム整備の進捗などを説明させていただきました。委員の皆様に対しましては、今後も随時状況を説明してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

簡単ではありますが、私からの説明を終わらせていただきます。

逢坂委員長 13:49～

説明ありがとうございました。これより質疑、答弁等を受けてまいりたいと思います。発言はそれぞれ挙手にてよろしくお願いをいたします。

それでは、説明を受けましたので、何かございませんか。

— 主な協議内容等（質疑） — 13:50～14:42

磯野副委員長 今までいろいろな論議がある中でこういう方式でいくことになったのですけれども、どんな方式であろうとメリット、デメリットはあるのでしょうから、あとは使い方次第になっていくのだろうという思いはしています。そういう中で何点か質問させていただきます。

まず、4ページ目のシステムの仕様の中のスケジュール配信が可能なこととあるのですけれども、これは具体的にどういうふうに認識、理解すればいいのでしょうか。

山田係長 お答えいたします。スケジュール配信と申しますか、防災情報に限ったシステムというふうにはなるのですが、試験的な点検も含めて平時のお知らせなども流す予定になっておりますので、あらかじめテンプレートとして登録しておいたものを何月何日の何時に配信するように設定するだとか、そういったものを考えております。

磯野副委員長 現状、ご存じでしょうけれども、島の今のIP電話というのはいろんな島中の情報を流していただいて大変感謝しているのですが、そういう形というふうに理解していいのですね。

山田係長 委員おっしゃるとおりでございます。

磯野副委員長 流す側のほうなのですが、これを見ると親局設備として庁舎内に配信装置を設置しということで、全ての課にあってそれぞれ流せるというふうに理解していいのですか。それとも役場に1つあって、流すものはどこかで選択をしてというふうに考えればいいのですか。

敦賀課長 お答えいたします。集約して総務課なら総務課内に設置して、あとは各支所であるだとか消防のほうにも置いたりということで考えております。

磯野副委員長 消防だとかほかの課もそうなのですが、流す場合、心配しているのはセキュリティーというか、報道等を見ると個人情報勝手に流れてしまったり、1つの課が流してしまったら全然チェックもできないでというふうにあるのですが、その辺のチェック体制というのはどのように考えているのですか。

山田係長 お答えいたします。情報伝達システムのみ入っている装置ということで考えておりますので、もちろんセキュリティー対策は施しての放送というか、情報を流すということになりますけれども、ほかのソフトですとかプログラムですとか、そういったものは極力入っていないような形で、情報伝達システムのみ装置ということで考えていきたいと思っております。

磯野副委員長 受信の部分なのですけれども、11 ページですか、聴覚障がい者というふうに書かれているのですけれども、そのとおりだと思えるのですけれども、具体的にどういう端末になるのですか。聴覚障がい者がどのようにして理解するというふうにしたらいいのでしょうか。

敦賀課長 お答えいたします。聴覚障がいの方ですので、目で見えて情報が伝わるような形ということで、タブレットのほうに専用の受信する用の画面を構築して、情報が入ればそこに表示がされるような、点滅だとかその辺は分からないですけれども、画面に直接表示されるような形のものを考えております。

逢坂委員長 それでは、ほかに。

工藤委員 一番緊急を要するときは地震のときだと思えるのですけれども、このときの受信の情報は国のどこかから出るのですか。

山田係長 お答えいたします。震度の大きさにもよるのですけれども、震度4、震度5以上になりますと緊急地震速報が鳴りますので、まず緊急地震速報がJアラートを受信して情報が流れるような仕組みになっております。

工藤委員 この場合は羽幌町としては何も機器を操作しなくても、地震のときには自動的に町民個人に情報が入るといことになりますか。

山田係長 お答えいたします。まず、国の情報を受信しまして、自動で戸別受信機ですとかタブレット、スマートフォンのアプリですとか、そういったものに流れていくようになっております。

工藤委員 となると、普通は皆さんスマートフォンを持っていると電源は通常入っているから、自動で入って地震の情報はすぐ分かるということになりますね。  
もう一つ、島とかにはタブレットという話がありましたけれども、これも常時スイッチを入れておくのだということを進めていくということですか。

山田係長           お答えいたします。電源を入れておいていただいて、これからの話になりますけれども、卓上型の置いておけるようなものですか、そういったもので電源につないでおいてもらうようなことも考えていきたいというふうに思っています。

阿部委員           12 ページのシステム整備事業費の中で機器費用が大きく減額されていますけれども、これについては当初はガラケーしか持っていないという方にも戸別受信機であったりタブレットを貸与するということでしたけれども、ガラケーもメール等で対応できるようになったから下がったのかどうなのか。当初からガラケーも入っていましたっけ。どうでしたっけ。

敦賀課長           お答えいたします。今阿部委員おっしゃられたのは、ガラケーの方については戸別受信機を貸与するという当初の話だったと思うがということだと思いますけれども、申し訳ありません。最初の段階の話が私のほうも把握していなくて申し訳ないのですけれども、ガラケーに対しても情報配信できるということが分かりましたので、そういうようなシステムを活用していくということで考えております。

阿部委員           それについては分かりました。  
11 ページの受信端末の概要の中で、市街地区においてはタブレット、情報表示個別受信機の貸与はしない、高齢者の方も使いづらいということでしたけれども、タブレットと戸別受信機、金額的な部分で1台どのぐらいの差があるとか、もし分かれば教えていただきたいなと思います。

敦賀課長           お答えいたします。これから契約するという段階ですので金額云々というのは控えさせていただきたいのですけれども、戸別受信機のほうが耐用年数が長い分、額も高いという形になるのかなというふうに考えています。

阿部委員           戸別受信機のほうが金額的な部分で高いのであればタブレットのほうがいいのかなという思いはあるのですけれども、事業費を抑えるのであればそういったことというのは考えなかったのかどうなのかお聞きしたいなと思います。

敦賀課長           お答えいたします。イニシャルコストとランニングコストを合わせた形で考えているのですけれども、耐用年数等考えますと、1年当たりのイニシャルコストとランニングコストと割り返した中では戸別受信機のほうが割安でいけるのかなという部分で考えていたところでございます。

阿部委員           戸別受信機でも問題ないといえば問題ないことなのかもしれないですけれども、離島地区なんかにおいてはタブレットのほうにするとということで最初から決めていたと思いますけれども、今後の状況を考えればタブレットのほうがいろいろな面で便利なのかなと。1台タブレットを貸し出すことによって防災のアプリ以外のアプリ、例えばコロナウイルスの関係でいろいろと情報等を町民の方に知らせるとなった場合、タブレットがあればそういったアプリを入れたりとかするの考えると戸別受信機よりもタブレットのほうが使い勝手がいいのかなとも思うのですけれども、その辺はどう判断されたのかどうなのか。

敦賀課長           お答えいたします。確かにそういう活用の仕方もあるのかなというふうには考えるのですけれども、防災行政無線という中でございますので、タブレットであっても防災行政無線を受信するための画面に固定するような形になりますので、それ以外の用途について使うことは難しいのかなという部分で考えております。ただ、今後将来的な部分ではそういうことも考えていけるかと思っておりますので、5年、10年先となると違ういろんなものが出てくると思っておりますので、そういうときにはそういうことも踏まえながら考えていければなというふうに思います。

阿部委員           となると、今回整備することによって、離島地区であつたら防災以外の部分は知ることができないというか、どうなのでしょう。僕も詳しくないのであれなのですけれども。

敦賀課長           お答えいたします。画面表示が受信するための画面に固定されるということですので、先ほど磯野委員からもご質問ございましたが、日常的な試験放送等これまで離島のほうではいろんな放送を行っておりますので、そういう部分については今後も問題なくできる、そういうふうに思っております。

阿部委員 分かりましたというか、別のほうに入りたいのですけれども、戸別受信機、市街地区なのですけれども、公共施設や福祉施設にも設置ということですが、公営住宅であったり教員住宅、町が今後建設するであろう住宅等にも、入居する人が高齢者なのかどうなのかというのも関係なく、それについては設置するという事でよろしいのでしょうか。

敦賀課長 お答えいたします。今ご質問あったのは、公共施設ということで、公営住宅等にも置くのだろうかというようなご質問だったと思うのですけれども、スマートフォンだとかに送信するというのが主な目的でございますので、入居される方が一切携帯電話等をお持ちでない方については戸別受信機を貸与するという事になってくるかと思えます。

阿部委員 建てる段階で最初から備え付いているよというのではなくて、あくまでも入居する方が町側のほうに言って戸別受信機を借りるということでもよろしいのでしょうか。

敦賀課長 お答えいたします。そういうことでよろしいです。あと、今後の配布方法等もございまして、これから周知をする中でそういう申込み等を受けていく考えもありますし、町内会とかに説明する中でも情報提供いただきながら、携帯等を持っていないところについては町側からもプッシュ型といいますか、で配布をするというようなことも考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

逢坂委員長 ほかにございませんか。

磯野副委員長 もう一点。6ページの屋外拡声器の部分でしたけれども、天売、焼尻の部分は先ほどの説明で現状あるものを利用するという事なのですけれども、市街地区は全く考えていないということなののでしょうか。

敦賀課長 お答えいたします。これまでの説明の中でも説明してきたのですけれども、市街地区には消防スピーカーがございまして、それにこちらのものをつけるとなると運用が難しいというふうになりますので、その辺は消防のほうと運用の仕方を相談させていただきながら、消防のほうから

も情報発信をしていくと。これまでどおりの形で考えております。

磯野副委員長 ということは、市街地区も今いろんな形で屋外拡声器で流している情報があるのですけれども、それとリンクするというふうに考えていいのですか。

敦賀課長 お答えいたします。分かりづらくて申し訳ございません。リンクといいますか、町のほうで入れるシステムとは直接的には接続はいたしません。消防のほうは消防のほうで放送する設備が整っているものですから、消防のほうで流していただくというような形に考えております。

磯野副委員長 そうすると、こういうシステムで流す情報は、消防にお願いして同じような情報を流すという理解でいいですね。

敦賀課長 説明が悪くて申し訳ございません。そういう理解でよろしいと思います。

逢坂委員長 ほかにございませんか。

船本委員 消防スピーカーと関連があるのですけれども、町のほうは消防のスピーカーを使うと前にも説明があって、そう理解していたのですが、議会の中で消防のスピーカーは駄目なのだ、使えないのだ、こう言っている方がいるのですが、大丈夫なら大丈夫だということをはっきり答えていただきたい。

敦賀課長 お答えいたします。基本的な考え方は、屋外スピーカーというのは自然災害の際に聞こえづらいというような指摘が国のほうからもございまして、スピーカーを増設するというよりは、直接本人の手元に情報が届くような形を町としてはやっていきたいと。そういう部分で、皆さんがお持ちのスマートフォンだとか携帯電話、そういうものがない方については戸別受信機等で情報を直接本人のほうに伝えていくというような考えの下でやっておりますので、市街地区についてはこれ以上のスピーカーを増設する考えはないということをご理解いただきたいと思っております。

船本委員 私の質問がまずかったのかも分からないですけれども、そういう質問ではないのです。消防のスピーカーを使うということは私も理解しているのだけれども、消防のやつを使うのは違反だとか、駄目なのだとおっしゃっている方がいるので、前にもきちっと説明していましたから、それは違反ではないと。亡くなった方の放送もしているし、ある程度いろんなものに使えるのかなと思って理解していたのですが、そういう言い方をしている人がいますので、そういうことはないのだと。心配ないのだと。特に緊急のこういうものなんかはないならないのだということを説明してほしいなと思うのです。

敦賀課長 お答えいたします。ただいまの質問については、電波法等に抵触するのではないかと、日常的にお悔やみの放送とかをしているものについては流せないのではないかとというようなご質問だと思うのですが、これにつきましては当町といたしましては非常時に正常に作動するかどうかという部分で日常から試験、点検するという観点でそういうものを流しているというふうに考えておりますので、そういう部分であれば問題はないのかなというふうに考えております。

船本委員 住民説明会についてお聞きしたいのですが、今年の11月から広報等で周知するというスケジュールになっていますよね。あとは現地の説明会としては来年2月、3月ですか、から現地説明会をするということなのですが、今までも町政懇談会なんかはあまり広くやっていない。昔は地域ごとにやっていたのですが、今回やるとなればできれば中央公民館1か所ではなく、そういう施設があればそういうところでやって、1回だけで分からなければどっちにも行けるような配慮をしてほしいなと思います。お願いだけ申し上げます。

逢坂委員長 それでは、ほかに。

森 議長 3点ほどお伺いします。まず、そもそもの使い方で先ほどの説明では少し分かりづらいところがありましたので、改めて確認の意味でお聞かせください。Jアラート、自動的に電源さえ入っていれば一方的に入ってきて、かなり大きな音で内容が分かるということですが、区別している

ということは、当町の連絡に関しては、強制的にこれが入ったときにスマホ、タブレット含めて自動的に起動して自動的に文章なりコメントが流れるという仕組みではなく、自分で見なければいけないというようなイメージでよろしいのでしょうか。

山田係長           お答えいたします。Jアラートの緊急情報ですとかそういったものは、あらかじめ地震なら地震ですとか、文章というか、鳴る段階でテンプレート化したものが流れるようになっておりますので、そういったものが自動で流れるというようなことで考えております。

森 議 長           私が聞いたのは、Jアラートはそうなのだけれども、そうではなくて、3ページの①に関した場合、ここでわざと自動起動と書いていないということは、こちらがさわらない限り分からないということなのか、一方的に入ってくるのかという、その確認の質問です。

敦賀課長           お答えいたします。すみません。申し訳ないです。森議長おっしゃるとおりの形で、Jアラートが発信されれば、それに連動して町で整備しようとしているシステムのほうにも自動で流れていくというようなことでご理解いただきたいと思います。

森 議 長           私の質問が分かりづらくて申し訳ないのですが、Jアラートが起動するのは③以下のことであって、①、②の場合、Jアラートが作動しない場合でも町独自のシステムとして携帯、タブレット等に音声なり文章で自動的に入ってくるのか、そういうシステムなのかということです。

逢坂委員長        暫時休憩します。

(休憩 14:12～14:14)

逢坂委員長        休憩前に引き続き会議を開きます。

敦賀課長           お答えいたします。すみません。私の理解が悪くて申し訳ございません。Jアラート以外の町が情報発信するときの携帯の表示の方法、お知らせ

の方法ということだと思えるのですが、それに関しましては緊急度に応じて、緊急的なものについては大きな音でお知らせするような方法も取れるものと考えておりますし、通常のお知らせの場合だと音の使い分け方で緊急時と通常時と使い分けできるような形のものを入れていきたい。こちらが発信したものについてはスマートフォンとかの画面に表示されるようなものというふうに考えております。

森 議長           イメージが湧かないのですが、それならそれで、Jアラート同様に大きな音が出てすぐ見なければならぬものと、急がないものはアプリの中に、よくあるのは電話なんか来て気がつかない①だとか②だとか数字が表示されていて、来ているわというので後で見る、そういう細かく区別ができるというふうな説明として聞いたのです。それでいいのかどうかと、ガラケーの場合メールで来るということなので、基本メールは多少の音はしても、設定の中でメールを見るという形だと思います。ガラケーの場合にも同じように、強制的にかなり大きな音で、深夜寝ているときでもぱっと見れるような、スマートフォンと同じようなシステムができるということによろしいでしょうか。その2点確認したいと思います。

敦賀課長           お答えいたします。まず、1点目については、お知らせの内容に応じて音の使い分けができるというものを考えていきたいというふうに考えております。画面上にもお知らせが入るので、何か来ているなというようなものが分かるようなアプリを入れていきたいというふうに考えているのと、2点目のガラケーにつきましては、プロポーザルをする中で業者のほうにそういうものができるのかどうかというのを確認していきたいと思っておりますので、ここではお答えできないので申し訳ございませんが、ご理解ください。

森 議長           一番心配なのは、夜間就寝時等で気がつかないということであれば本末転倒でありますので、ガラケーはそれができないということであれば、戸別受信機との兼ね合いも改めて考えなければならぬかなという気がします。いいですか、続けて。

逢坂委員長     どうぞ。

森 議 長     戸別受信機の数イメージと違ったなと思うのは、世帯数の割合にする  
と4分の1ぐらいが家族も誰も携帯、スマートフォンを持っていないと  
いう数字になると思います。4人家族で、1人は持っていないでも、誰  
も持っていないという家族が羽幌町といえども25%もあるというふう  
には思えないので、先ほどアンケートだとか一定の地域を区別して調べ  
たということでしたけれども、基になる数字は25%ほどが何もないとい  
うことになった上での結果というふうに理解してよろしいでしょうか。

敦賀課長     お答えいたします。850台の内訳という部分なのですが、調査し  
たパーセントをご説明したいと思うのですが、世帯でどちらも持  
っていないという方の割合の部分と避難行動要支援者世帯の合計が850  
台という部分ですので、調査した結果といたしましては、世帯における  
端末を持っているかどうかという部分で、いずれかを保有しているとい  
う割合は81.2%、携帯は持っているけれどもメールを使ったことがない  
というようなところについては6.6%、いずれも持っていないというの  
が12.2%ということで、携帯は持っているのだけれどもメールは使えな  
いという方も含めて18.8%ですか、その部分の割合と要支援者世帯です  
か、その合計が850台というふうに考えておりますので、ご理解いただ  
きたいと思います。

森 議 長     今の質問についてはよく分かりました。  
あと、少し細かいことになって、プロポーザル次第という部分につな  
がるのかもしれませんが、システムの仕様のところで民間アプリを  
使用ということの説明だったような気がします。それは具体的に、これ  
からプロポーザルで、ひもづけではないけれども、業者とつながってい  
る民間アプリというようなことになって、どれということは今は言えな  
いと思いますけれども、NHKの何とかだとか、ドコモだとかa uだど  
かというところに個別にあるのかどうかも私は分かりませんが、  
いわゆる契約者との関係のものというようなイメージでいいのですか。

山田係長     お答えいたします。先ほどのスマートフォンアプリのほうの仕様のとこ

ろでの私の説明で説明が足りない部分もあったかと思いますが、民間のアプリというのはあくまでも例えの話でありまして、今回については羽幌町専用といたしますか、独自のアプリの開発ですとか、提案してくる業者の構築しているアプリですとか、そういったものを使うというようなことを想定しておりまして、これからプロポーザルで聞き取りながらの話にはなるのですけれども、どこの会社と契約してとかというのではなくて、羽幌町オリジナルのアプリというか、そういったものを作ってもらうだとか、そういったことを考えているものであります。

森 議長

今コロナの問題で、IT関係の目詰まりだとかそういうものが起きてきています。その1つの要因として、そこ独自のシステムを組んでいることによって横の連携がほとんど取れないというようなことが懸念されています。したがって、一見羽幌独自のアプリを作るというのは、羽幌の使い勝手について現段階で合った形を作りやすいというのはありますけれども、逆に言うと、アプリなんていうのはどのアプリもそうですけれども、常にアップロードというか、状況が変わった場合に更新して最新のものになっていくのです。どこの企業かはこれからでしょうけれども、常に汎用のもをやっていないようなところ、自分で作るようなところというのは、今後の更新だとか、それから今度将来的な横の連携というのが必ず出てくるはずなのです。そういったものに対してはむしろ、最初はよくても後で常にお金がかかって更新だとかという可能性があるので、誰が聞いても分かるような開発能力があり、開発よりも更新なのです。更新能力があるようなところを常にチェックして、そういう観点も持ってやっていただきたいなと思いますけれども、そういうふうにとしたいと思いますけれども、一応答弁をお願いします。

敦賀課長

お答えいたします。そのように考えておりまして、提案いただく段階では、どっちになるのかというのは正直提案をいただかないと分からない部分もありますが、汎用性のある、更新等にもお金がかからないもの、そういうことで将来的な部分も考えながら選定していきたいなというふうに思っています。

森 議長

私なんかは新しもの好きで、そういうのを入れてみたりするのですけれ

ども、携帯がどんどん、どんどん新しくなっていきますよね。そのたびについていけないという企業も初期の頃は結構あったのです。今でも、超巨大メーカーのビジネスフォンの関係で携帯を利用しているのですが、バージョンが上がるたびに不都合が出たりして、その場合にはダイレクトにカスタマーセンターと電話しながらやってみたり、場合によっては我が家に来て主装置をやったり、最近リモートでできるようになりましたけれども、携帯自体もどんどん変わっていきますから、これは逆に必須だと思います。今後いろんな携帯、5Gも含めてどんどん変わっていく中で、それに常に対応できるような、大小はあまり言えませんが、誰でも知っているような会社でなければついていけないこととなりますので、その都度費用が発生したり不都合がどんどん出るということです。アフターというか、メンテナンスも含めたことは完璧にできるということを最優先に選定する必要があると思いますので、よろしくお願いたします。答弁は結構です。

逢坂委員長 ほかにございませんか。

工藤委員 整備事業費のページ、12ページ、ここが一番下に書いてあるものの内容を詳しく教えてもらいたいのですけれども、括弧書きのところに充当率100%、交付税措置70%、この内容を教えてください。

敦賀課長 お答えいたします。これにつきましては、防災行政無線を整備するに当たりまして使える起債の種類を書いております。今回導入するシステムにつきましては緊急防災・減災事業債というものを使いまして、これにつきましては対象経費の100%が起債で使えるという部分で、一部対象外のものもあるとは思いますが、ほとんど起債で賄える。起債で賄った部分のうち交付税措置として約70%が交付税として返ってくるというような形になりますので、実際のところ町の持ち出しになるのは3割程度というような形になってくると思います。

逢坂委員長 ほかにございませんか。なければ私、委員長なのですが、私のほうから何点か質問させていただきます。まず、私も一般質問で2回この件については質問させていただきました。今回整備して、進めていく、6月の

定例会にそういう部分で上がってくるということでございます。既にプロポーザルの公募がされているということで、使用のシステムも私、一字一句ネットで拝見させていただきました。何点か私として調べたところあるいは調査した件について、各委員からの質問の中で重複する部分もございますが、その辺は勘弁していただきたいと思っております。

まず、タブレット端末、この整備について、確かに先ほど敦賀課長が言ったランニングコスト、これについてかかることは私も調べて分かっております。ただ、いろんな意味でいうと、戸別受信機を整備するところもあります。これからの時代、タブレット端末というのは、ほかの地域で唯一1か所整備したところがあるのですけれども、IP電話と同じ形のシステムで、災害時、通常のお知らせ、町からのアンケート、それからエリアメール、緊急通報システム、これを同時に配信できるタブレットを整備しているところがあるのですけれども、せっかくいい緊急防災・減災事業債を使ってやるわけなのに、ランニングコストはかかりますけれども、羽幌町はどうしてタブレット端末を整備しないのか、まずその1点お聞きします。

敦賀課長

お答えいたします。これまで説明したとおりなのですけれども、今委員長おっしゃられているのは、タブレットを購入すればいろんな部分に活用できるのではないかというご質問だと思うのです。考えておりましたのは、まず離島のIPの使用が難しい、どういうことを考えたらいいのだといった場合に、たまたま防災行政無線を整備しなければならないというような観点から、それに代わるものがないだろうかを探したところタブレットで対応できるものもあるというようなことも出てきましたので、できれば離島地区についてはタブレットを貸与していきたいというふうに考えていたところでした。アンケートだとかほかの分野についても使えるものというふうに考えていくと、防災情報システムという観点からいきますと、多用途にわたって使うというのは起債の趣旨からいくとどうなのだろうという部分もございまして、そういう部分については今後、地方創生ではないですけれども、違う観点からタブレットの整備とかというの今後考えていけるのかなという部分はございますので、今回については防災情報を伝えるシステムを導入したいという部分で、今後の課題としてそういうことも考えていけるのかなというふうに思っ

おります。

逢坂委員長 次に、戸別受信機の貸与ということなのですが、一応 850 予定しているということなのですが、戸別受信機というのは防災ラジオのことですよね。確認します。

敦賀課長 お答えいたします。どういう種類になるかは、今回プロポーザルを受ける中でどういうものを提示していくかという部分で確認していきたいというふうに思います。

逢坂委員長 プロポーザルの応募内容を見るとそういう内容なのですが、発信元は総務課であるので、きちっと仕様書を提出しているわけですから、そこが分からないというのは私としては納得できないのですが。戸別受信機はどのようなものなのかというのをきちっと説明していただけないと。タブレットは分かりますけれども。よろしくをお願いします。

山田係長 お答えいたします。具体的な仕様という部分での質問だと思うのですが、今回はプロポーザルということでこれから提案を受けるわけなのですが、うちのほうで考えているのはあくまでも羽幌町からのお知らせ、防災情報を音声を使って伝達できるようなものということで考えておりますので、ラジオ機能を有しているものとか、そこまでは求めてはいないところです。

逢坂委員長 私が言っているのは、ラジオでなくて、要するに音声機能で発信するシステムではないかということに聞いているのですけれども。戸別受信機自体が。

山田係長 すみません。説明が不足しております。委員長おっしゃるように、音声で情報をお伝えするというものになっております。

逢坂委員長 分かりました。  
次に、配備計画からいくと、結果的に今年これからいろいろと調査をされて進めていくことになると思うのですが、今コロナの問題で大

変な状態にあるのですけれども、今年離島なり各家庭に配備するとすれば、羽幌の業者では整備できませんから、旅から来るという可能性が高い。そうすると、離島は今自粛に入っていますし、お年寄りになるとな  
お現在は他人を中に入れるというのは厳しい現状なのかなというふうには思っているのですけれども、町としてどのような考えを持ってこの事業を進めようとしているのか、コロナの対策についてはどう考えているのか、関連性があると思うので、お願いします。

敦賀課長

お答えいたします。新型コロナウイルス感染症につきまして国から示されております対策基本方針につきましては、緊急事態宣言下におきましても国民生活、国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者については、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえて業務の継続を要請するなどの対処方針が示されております。本システムを導入する事業につきましては、住民生活の安全性の確保に必要な業務と判断しておりますので、業務は速やかに進めていきたいというふうに考えております。ただ、離島での工事の際というのはそういう懸念がございますので、時期的に今すぐやるとかということになると問題もあるのかなと思いますので、工期については遅らせるなど、そういうことも考えていきたいですし、感染防止対策という部分で、離島に入る前は2週間前から検温して体調管理をするなど、そういうことも徹底をお願いするような形で業者のほうには求めているというふうに考えております。

逢坂委員長

分かりました。よろしくお願いします。

それから、戸別受信機とタブレットの配布なのですが、配布の仕方というのは個別にそこに行って配布するのか、あるところに聞いたら、集会所あるいは公民館等に集まっただいて、そこで一斉に説明して、電源を入れるだけのシステムにしておいて、人を集めないというか、3密にならないように、それから重複しないようなやり方で配布の仕方もやっているのですが、羽幌町は貸与の仕方というか、そういうのはどういうふうに考えているかお聞きします。

敦賀課長

お答えいたします。今委員長おっしゃられたとおり、今はコロナ感染症の懸念がございますので、3密にならないような対策は施していかなければ

ればならないのかなというふうに思っております。当初考えていた案としましては、先ほど船本委員のほうからも言われたとおり、細やかな説明の機会をつくってほしいということで、1か所に集めるのではなくて、各町内会ごとに一定の集会所とかに集まってもらって、説明をして登録を促していくということを考えていたのですけれども、その時期においても感染の懸念があるようであれば方法も考えながら、配布の方法も、説明とかもありますので、来られる方については来られる中で配布できればと考えておりますし、来れない方については自宅のほうに訪問して配布をしたい、そういうようなことも考えながら、今後そういうことも含めながら検討していきたいというふうに思っております。

逢坂委員長

よろしく申し上げます。

最後になりますが、先ほど磯野副委員長からも、個人情報とかそういうセキュリティーの問題、島をタブレットでつなぐ場合そういう心配も実はあると思いますが、ご存じだと思うのですが、インターネットを構築しなくても今回のタブレットは使えるシステムだと私は認識していますが、その中でNTTの通信網の中に閉域網というシステムがございまして、特定の地域だけを設定して、羽幌町であれば羽幌町だけの通信網システムを構築するというふうにしてやられているところが1か所あるのですけれども、羽幌町はそういう閉域網を活用するのかどうか確認したいと思います。

山田係長

お答えいたします。今プロポーザルの仕様として出しておりますのは、携帯電話通信網を使って情報伝達できるものということで提案を求めていますので、事業者からの提案がどういうものが出てくるか分からないですけれども、そういったものを見ながら今後検討というか、そういったことを考えていこうと思っております。

逢坂委員長

タブレット端末を使うのも結構でございますけれども、セキュリティー、これは大きな問題になっているそうなので、整備していくときに業者さんに言える機会があるわけでございますので、きちっとお話をさせていただきたいと思います。

私からはそれだけなのですが、もう一点最後に、すみません。先ほど森

議長だと思うのですが、タブレットであれば5年に1回更新するような形になるのですが、離島にタブレット端末を整備するという事なのですが、そういう考え方でよろしいのでしょうか。それとも違うということになるのか、そこをお聞きしたいと思います。

敦賀課長 お答えいたします。耐用年数からいけば5年程度が交換の目安になるのかなと思いますが、耐用年数でいうと5年なので、使えるだけ使っていきたいというふうに考えております。更新時期が来た時点でどのような形にしていくのか、そういう部分を今後の課題として考えていきたいと思っています。  
以上です。

逢坂委員長 分かりました。

森 議長 先ほど聞き忘れたので。9ページ、システムの仕様のところで屋内専用とスマートフォンの最後のところ、未確認の情報がある場合、端末利用者に対して気づかせる動作を行うことというのが5つあるポイントの最後に出てきます。このイメージが分からないのです。LINEだと見たら既読になるということで、文字情報を見たという証拠になると思います。かなりハードルは高そうですねけれども、そういった類いのものなのか、その部分と、気づかせるというのは、何分か見ていなかったら強制的にもう一回大きい音を出すだとかというふうに見えてしまうんですねけれども、そうなるのかなり大変だなと。もしくは既読になっていないのが何分間かたったらその家に電話をかけて知らせるだとか、そんなようなことも全部含めて、仕様をこういうふうに見えて相手に出していますので、言える範囲の中で、我々が分かるレベルのお話でひとつ説明をお願いしたいと思います。

山田係長 お答えいたします。私どものほうで想定していたのは、議長おっしゃるとおり、LINEでいえば丸いマークが片隅につくようなものですか、情報が届きましたら横のほうに「NEW」とか、新しい情報なのだよというようなもので表示できるですか、そういったものを想定しているんですねけれども、提案していただく事業者によってどういったものが出

てくるか分かりませんので、あくまでもそういったものを想定して仕様として提示しているというふうに考えております。

森 議長 私が例として言った、出した町側が相手が見ているかどうかを確認するまでの機能ではなく、①とか②とか、電話が入っているのだよというのをつけたときに見たら利用者側が分かるというようなレベルの話ということで、説明としてはそういうことだということによろしいですか。

山田係長 議長おっしゃるとおりでございます。

逢坂委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) なければ、終了します。総務課につきましてはこれで終わりたいと思います。大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。  
暫時休憩に入ります。

(休憩 14:42～14:55)

逢坂委員長 14:55～

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次は、商工観光課から、国の消費税増額後の景気対策の一環として実施されました羽幌町プレミアム付商品券について担当課より内容説明を受けたいと思います。

担当課、よろしく申し上げます。

## 2 羽幌町プレミアム付商品券について

担当課説明

説明員 商工観光課 高橋課長、高野係長

高橋課長（説明） 14:56～

それでは、昨年実施いたしました羽幌町プレミアムつき商品券事業につきまして、事業が完了いたしましたので、事業内容についてご報告いたします。

羽幌町プレミアムつき商品券事業といたしまして昨年度実施しておりますが、消費税増税の緩和対策として、令和元年度町民税、道民税が非課税の方、それと3歳未満の子

供のいる世帯を対象にいたしまして事業を実施しております。

事業期間につきましては昨年10月1日から今年3月31日まで、商品券の交付申請が10月1日から1月31日、商品券の購入、引換えが10月1日から2月14日、商品券の利用できる期間として10月1日から2月29日、それぞれ期間を決めて実施しております。

プレミアムつき商品券の対象者につきましては、非課税者1,706名、子育て世帯といたしまして123名を抽出し、非課税者には制度の説明と申請書を送付しております。子育て世帯につきましては、年齢要件ということでの対象なので、直接引換券を送付しております。

次に、引換券の交付申請の受付状況ということですが、これは非課税者のみ対象ということで、1,706名が対象で、そのうち申請を受けたのが688名、申請率と書いていますけれども、申請を受けた率といたしましては40.3%となっております。

商品券購入引換券の交付状況につきましては、非課税者のほうですが、688名の申請を受けて、649名に交付しております。子育て世帯に関しましては、先ほども申しましたとおり年齢要件での対象ですので、100%の交付率ということで123名全員に交付しております。

商品券の販売、引換え状況につきましては、引換えが2月14日までということで、そこまでの実績といたしましては、当初引換え予定者、772名が申請を受け付けていた実績なのですが、それに対して3,860冊を予定しておりましたが、販売したのが3,064冊、引換率として79.4%となっております。

商品券の換金、使用状況ですが、使用できたのが2月29日までということで、換金が3月10日現在ということで、使用予定数、先ほどの販売済みの冊数3,064冊、それぞれ10枚入っていますので、枚数にしますと3万640枚の使用を予定しておりましたが、換金したのが3万536枚、換金率については99.7%、104枚が未換金分として残っております。

次のページですが、こちらは国のほうのプレミアムつき商品券の事業費の補助ということで、プレミアム分、1枚につき100円の補助です。先ほど言ったとおり換金済みが3万536枚ありましたので、100円のプレミアムということで305万3,600円、こちらがプレミアムつき商品券の事業費補助として国のほうから交付を受けております。事業費の内訳として、10月から2月までの間に換金した内訳を載せてあります。こちらのほうは御覧いただき、説明は省略いたします。

次のページがプレミアムつき商品券の事務費補助金ということで、こちらにつきましては、まず支出のほうを見ていただければ項目が書いてありますが、申請書関係、引換券関係、商品券印刷関係、システム関係、取扱店舗対応関係、その他ということで、それぞれかかった分に関しての実績が全部で251万8,805円ということで、この分を国のほうに申請いたしまして、1,000円以下切り捨てというような補助のあれもありますので、国の補助は251万8,000円、残り805円は町負担となっております。

次のページ以降は、その他の部分の商品券販売換金業務委託料の内訳として、それぞれ収入、支出ということでまとめてあります。こちらのほうも御覧いただき、説明は省略させていただきます。

以上です。

逢坂委員長 15:02～

ありがとうございました。国の事業ということで、羽幌町における換金率等について、3月10日現在ですか、までの説明を受けました。これにつきまして質疑等受けたいと思いますので、よろしくをお願いします。何かございませんか。

— 主な協議内容等（質疑） — 15:03～15:16

磯野副委員長 1点確認でした。引換券の交付状況で、交付済みのやつが94.3%になっているのです。非課税者649名に対して、100%でなかったのは何かあったのでしょうか。

高橋課長 お答えいたします。94.3%につきましては、対象者数ということで申請を受け付けた688名に対しての交付率ということで94.3になっております。申請を受け付けた688名で、30名ぐらい交付していないのですけれども、受け付けた段階で審査して、課税者に扶養されているとかそういうのが分かった段階で対象者から外れるので、その部分で落ちているということです。

逢坂委員長 ほかにございませんか。

阿部委員 対象者、非課税者が1,706名で子育て世帯が123名、引換えとなるとかなり率は下がったのかなと思いますけれども、町としてはどのように分析をされているのかどうなのか。

高橋課長 お答えいたします。うちの機械上対象者ではないかということで絞り込んだのが1,706名おりました。そちらのほうに申請書も含め申請してくださいということで送付はしているのですけれども、申請に来られたのが688名、そのうち対象者となったのが649名ということなので、残り

約1,000人ぐらいいるのですけれども、取りあえずうちのほうでも申請してくださいということで毎月、回覧ではありますけれども、お知らせのほうはしていたのですけれども、出すたびに何人かずつは増えてくるのですけれども、それ以外の方が増えてこない。最終的には1,000人ぐらいが来ていないよということになるのですけれども、事前に電話で確認とか多数来ていたのですけれども、その内容で、一回金払うならいいわとかそういう状況で、対象者が非課税者ということもあってお年寄りが多いということもあって、一度買うのだったらいいとかそういうような意見は様々聞かれたのです。うちの分析としては、取りあえず2万円を出さなければならないということで、5回に分けてもいいよという話はしているのですけれども、出すことに対してのということも多少多いのかなというふうな分析はしております。

阿部委員

またそれについては後ほど聞きますが、それとは別に、今回は国のあれでしたけれども、以前は町としてやっていた部分、町のプレミアム商品券事業も数年前にやられていましたけれども、町でやっていたときは、最後にやった年でいくと大型店と小さな地元の商店というふうにある程度分けて販売していたと思うのです。12枚のうち4枚は大型店で使える、残り8枚は地元の商店というふうな感じでしたけれども、今回についてはそういった色分けはしていなかったのかなと思いますけれども、換金していくに当たって、町の中で大型店にほとんど流れていたのか、地元のほうにも回っていたのか、もし分かれば教えていただきたいなと思います。

高橋課長

お答えいたします。今回の商品券に関しましては、広く使わせるようにということでの国の指示もありましたので、登録希望のお店に関しては登録してくださいということで89件の登録数がありました。うち、最後の換金まで見て、使用したところという割合でいくと、上位10店舗ぐらいいまで調べているのですけれども、10店舗中その大半というか、半分は大型店が占めている状況にあります。そのほかでいくと、灯油だと思えますけれども、灯油を買ったというお店も何件か上位に食い込んできておりますし、あとは衣料品、電気、輸送ということで、様々な分野で使っていたらいいなと思います。

阿部委員 国の事業ですので、そういった色分けというのは当初の段階から難しいのは分かってはいたのですけれども、先ほど聞いた利用率というのですか、それについても一旦プレミアム商品券を2万円で買って2万5,000円となるのが、僕も全て詳しく調べたわけではないのですけれども、今まで町独自でやっていた部分と比べると、プレミアム商品券を購入する方の対象となるのが違ったという部分もあるのかな、そういったことによって利用率が下がった部分もあると思うので、今回は国の事業ですけれども、今後こういった形になるか分からないのですけれども、今回の結果だけが全てではないと。利用率が低いからプレミアム商品券自体必要ではないのだという考えは持っていたきたくないなと思います。改めてなのですけれども、今コロナの関係で地域の経済が停滞していく中で、今回は国の事業でしたけれども、今後町独自のプレミアム商品券事業として、これ以外の部分でもいいのかもしれないのですけれども、経済対策として担当課として何か考えている部分があればお聞きしたいなと思います。

逢坂委員長 関連質問ということでよろしいですか。

高橋課長 お答えいたします。これというものをということであれば今すぐ答えられるものはないのですけれども、商品券、プレミアムの部分も含めてもう少し利用率が上がるような方策というか、考え方を持って、今後に向けて考えていきたいなと思っております。

阿部委員 これまでも商工会のほうと担当課のほうでいろいろと協議されている部分もあると思いますので、今後こういった形がいいのかという部分も探っていただきながら、今回は国の事業でしたけれども、町単独でもやれる事業というものを今後探していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

逢坂委員長 ほかにございませんか。

森 議 長 40%というのは非常に低いなというのが印象です。先ほど現金を出すのに抵抗があったのではないかとということなのですけれども、近隣町村だ

とか同じような人口形態のところとか、よそと比較をしたことがあるのであれば、その報告をお願いしたいと思います。

高橋課長 お答えいたします。他町村ということではなくて国全体としての数字は出てきているのですけれども、国全体としても4割を切るような状況にあります。国のほうもこれについてはということでコメントを述べている部分はあるのですけれども、全体的にうちと同じような状況だったのかなと、そういう感じに捉えております。

森 議長 結果としては厳しいというか、しかも地元の持ち出し、羽幌町の持ち出しなしの中で、利用したら必ずその人たちにはメリットがあったはずのものがこういう結果になったということです。先ほどの阿部委員の質問にも少しかぶさるところがあるのですけれども、どこか工夫するようなことがあれば、このデータをある意味では反面教師的に参考にして今後進んでいただきたいというふうに個人的な意見として思います。答弁は結構です。

逢坂委員長 ほかに。

工藤委員 僕も店に立っていて町民の声を聞いたのですけれども、役場に行って役場で買えないというのが一番面倒くさかったというのがたくさんの方の意見の中でありました。だから、今後こういうようなケースでやるときに、できるだけ町民が二度三度足を運ばなくても1度で販売できるのだという形のものを取り入れていくと、もうちょっと利用率が上がったかなと僕は思っています。その辺は今後の検討にしてもらえれば良いと思います。

逢坂委員長 答弁はよろしいですか。

工藤委員 何かあれば。

逢坂委員長 できる範囲で結構です。

高橋課長           お答えいたします。今回の件に関しましては、最初から最後まで国のほうの制度に基づいてこれやれ、これやれということで、引換券をつけた上で引換券で商品券を買わせなさいというのが制度的に設定されていたものですからこういう状況になり、販売するところということでも1か所だけでなくということで、うちは島も抱えているので、その部分に関しては商工会と相談した上で郵便局さんのほうにもご協力いただいて、郵便局のほうでの販売ということに決めて、やらせていただきました。通常のプレミアム商品券であれば、お知らせして1か所、商工会ですけれども、商工会で売ってということで済むのですけれども、申請して、中身を見てということで、国の補助金を使うということでそこまでの縛りがあった中でやっていたので、40%ぐらいの数字になってしまったのかなと思っております。確かに申請とか面倒くさい部分もいろいろあったのですけれども、お年寄りも多いということで、今後こういうような事業を実施する場合はもう少し簡素化できるようにしていきたいと考えております。

逢坂委員長       ほかにございませんか。(なし。の声) なければ、これで終わります。大変ご苦労さまでございました。  
これで本日の委員会を全て終了いたします。大変ご苦労さまでございました。